

災害・防災に関する協定の締結状況

平成29年12月1日現在

項	協定、覚書等の名称	締結日	最新締結日	締結相手	内容
1	大規模な災害時の応援に関する協定	H23.7.22	—	国土交通省九州地方整備局	次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援 ① 所管施設の被害状況の把握 ② 情報連絡網の構築 ③ 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 ④ 災害応急措置 ⑤ その他必要と認められる事項
2	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	H10.5.18	—	大分県、県下市町村	①災害応急措置に必要な職員の派遣 ②食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供 ③避難及び収容のための施設の提供 ④救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ⑤救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供 ⑥ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供 ⑦火葬場の提供 ⑧その他被災市町村の長から特に要請のあったもの
3	大分県常備消防相互応援協定	S51.3.31	H24.3.30	県下12市及び2消防組合	消防の広域的な相互応援
4	大分県消防団相互応援協定	H25.3.31	—	大分県下18市町村	消防の広域的な相互応援
5	大分県防災ヘリコプター応援協定	H9.5.30	—	大分県、県下市町村県下消防	防災ヘリコプターの応援に関する協定
6	地震等災害時の相互応援に関する協定	H9.8.24	H24.6.5	国際特別都市建設連盟の加盟都市(伊東市、熱海市、奈良市、京都市、松江市、芦屋市、松山市、軽井沢町、日光市、鳥羽市)	① 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ④ 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣 ⑤ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
7	別府市、草津市災害支援・友好交流基本協定	H9.2.15	—	草津市	① 食糧、飲料水および生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供 ③ 救援、および救助活動に必要な車両等の提供 ④ 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ⑤ ボランティアのあっせん ⑥ 児童、生徒の受入れ ⑦ 被災者に対する住宅のあっせん ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
8	災害時における救急医療活動についての協定	H12.4.1	H18.4.1	別府市医師会	医療班の派遣 医療班の業務 ①傷病者に対する応急処置及び治療 ②助産 ③死亡の確認 ④その他状況に応じた措置
9	災害時における医薬品等の調達に関する協定	H12.4.1	H13.4.1	大分県医薬品卸業協会	災害時における医薬品の調達
10	災害時における医療用具等の調達に関する協定	H12.4.1	—	大分県医療機器協会(旧:大分県医科器械協会)	災害時における医療用具、衛生材料等の調達
11	別府市宿泊施設災害時相互援助協定	H10.4.13	—	別府市旅館組合 明礬旅館組合 鉄輪旅館組合	別府市旅館組合連合会に加盟する旅館及びホテル並びに別府保養所協会、別府保養所振興会、別府亀川保養所協会に加盟する宿泊施設が被災した場合に次の各号に掲げる援助協力を行う ① 宿泊客の一時収容 ② 宿泊客の避難誘導 ③ 負傷者の応急救護 ④ 宿泊客に対する湯茶の接待及び軽食の提供 ⑤ 情報の収集及び伝達 ⑥ その他必要な事項
12	大規模災害時における水道管等復旧工事等についての協定	H13.11.5	H29.5.19	別府市管工事協同組合	大規模災害において上下水道が破損及び損傷した場合に、水道管等復旧活動支援及び給水活動
13	日本水道協会大分県支部水道災害応援要綱	H8.4.19	H24.4.2	日本水道協会大分県支部	非常災害により、指導施設に被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互応援
14	水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定	H23.2.1	H24.4.2	大分県薬剤師会	水道事業において、緊急に必要とされる水質検査及び給水車による給水支援に関する協定
15	災害時における飲料水の供給及び災害対応型自動販売機設置に関する協定	H28.6.1	—	コカ・コーラウエスト株式会社	地震、津波、風水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、自動販売機による災害情報発信及び速やかな飲料水の提供支援を行う。また飲料水の優先的な安定供給を行う。
16	メッセージボード搭載型自動販売機を活用した情報提供に関する協定	H20.6.19	—	ダイワロイヤル(株)、南九州コカ・コーラボトリング株式会社	メッセージボード搭載型自動販売機を活用した災害情報の発信
17	別府市との災害復旧に関する覚書	H29.2.1	—	九州電力別府配電事業所	別府市内の電力設備災害復旧
18	大規模災害時における応急措置の作業についての協定	H20.7.30	—	(社)大分県建設業協会別府支部	大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において応急措置の作業に対する協力と建設資機材等の優先的提供

項	協定、覚書等の名称	締結日	最新締結日	締結相手	内容
19	災害時における別府市と市内郵便局の相互協力に関する覚書	H16.11.1	—	別府市内郵便局	① 集配業務等を通じて知りえた災害の発生するおそれがある状況、災害の発生状況などの情報を提供する ② 郵便局が所有し、又は使用管理する施設及び用地を避難場所及び物資集積場所等として使用する ③ 別府市が管理する施設及び用地を臨時郵便局、郵便物集積場所として使用する ④ 収集した被災市民の避難先、被災状況等の情報を相互に提供すること ⑤ 市または郵便局が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項の広報 ⑥ 郵便局が行う災害救助法の適用時における郵便、為替貯金、簡易保険等の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び救護対策買並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置 ⑦ その他必要な事項
20	災害情報通信の協力に関する協定	H18.10.17	—	別府市タクシー協会	災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、有線通信を使用することができないときに、収集した災害状況等の情報を取りまとめ、タクシー無線により市に提供する。
21	災害情報通信の協力に関する協定	H18.11.8	—	別府市個人タクシー協同組合	災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、有線通信を使用することができないときに、収集した災害状況等の情報を取りまとめ、タクシー無線により市に提供する。
22	災害時の応急措置に関する協定	H22.8.6	—	大分県電気工事業工業組合別府支部	避難所等において停電等の被害が発生した場合、当該応急措置に必要な人員の出勤及び資機材の調達
23	大規模災害時における応急処置に関する協定	H25.5.29	—	一般財団法人 別府市緑化協会	大規模災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等)が発生した場合において、次のとおり協力する ① 通行に支障がある街路樹の伐採、伐根、片づけ、撤去及び処分 ② 公園、広場等の支障木、及び支障物の撤去および処分 ③ 学校公民館、各施設等の支障木、及び支障物の撤去および処分 ④ その他必要な事項
24	災害時における災害救助犬の出勤に関する協定	H26.1.10	—	大分県 特定非営利活動法人九州救助犬協会	被災者の捜索活動のため必要があると認めるときは、災害救助犬の出勤を要請する。
25	別府市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	H26.1.17	—	別府市社会福祉協議会	別府市内において地震、津波、風水害、噴火等による大規模な災害が発生したときに、被災者に対する生活支援活動を行うことができるようボランティア活動を行う団体又は個人を支援するためセンターを設置する。
26	大規模な災害における応急生活物資供給等に関する協定	H26.2.19	—	コープおおいた	別府市内において地震、津波、風水害、噴火等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に応急かつ緊急に必要な生活物資を供給する。
27	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	H26.3.24	—	別府市旅館ホテル組合連合会	災害時において要配慮者、帰宅困難者、他市町村からの受け入れ依頼された避難者へ宿泊施設でサービス提供をする。
28	災害時におけるLPガスの供給支援等に関する協定	H26.5.19	—	別府地区LPガス協議会	災害時における避難所、救護所、防災拠点施設等に緊急用燃料としてLPガス等を供給する。
29	大規模災害時における支援協力に関する協定書	H9.11.4	H26.7.23	別府市危険物安全協会	① 人命救助及び被害の拡大防止に必要な工具等の物資の提供 ② 帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一時退避所として、別府市危険物安全協会の会員の施設の提供 ③ 別府市危険物安全協会の会員の施設における帰宅困難者、被災者及び観光客等に対するテレビ、ラジオ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 ④ 別府市危険物安全協会の会員の施設における受働した帰宅困難者等に対する救急車の要請及び簡易な応急手当等の実施 ⑤ 市が指定する緊急車両等又は災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等への石油類及び高圧ガス等の優先提供 ⑥ その他、別府市危険物安全協会の会員の現有の人員及び施設において対応可能な事項で市から特に要請のあったもの
30	「大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定書」に関する実施細目	H26.8.18	—	一般社団法人 大分県産業廃棄物協会	災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。
31	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H26.9.24	—	株式会社ゼンリン 九州第一エリア統括部	災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市災害対策本部に地図製品等の供給等を行う。
32	避難所施設利用に関する協定	H26.11.10	—	学校法人別府大学	災害時に避難所として施設の一部を開放する。
33	応援部隊の施設利用に関する協定	H28.3.4	—	大分県立鶴見丘高等学校	災害時に他市及び他県からの応援部隊の活動拠点として施設の一部を開放する。
34	災害時における食料等物資の供給に関する協定	H28.6.1	—	大塚ウエルネスベンディング株式会社 西日本支店	災害時に市役所に設置している災害対応型自動販売機内の在庫製品を無償提供する。
35	下水道施設の維持等に関する工事その他の支援に関する協定	H28.7.25	—	日本下水道事業団災害支援協定	災害時に下水道施設の機能の迅速な回復を図り、生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止する。
36	多言語支援センターの設置・運営に関する協定	H28.11.14	—	別府市国際交流推進協議会	大規模災害時に、活動拠点となるセンターを設置し、多言語での情報提供及び外国人支援を行う。
37	災害時における物資供給に関する協定	H29.12.1	—	ホームプラザナフコ別府店	災害時における救援物資の調達などに関して協力する。
38	災害時における物資供給に関する協定	H29.12.1	—	ホームプラザナフコ別府鶴見店	災害時における救援物資の調達などに関して協力する。